

固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

1 概要

栄区内で、以前存在していた家屋が、建て替えをした際に、滅失（取り壊し）していたにも関わらず、調査を遺漏し、本年度まで課税をしていたことが判明しました。

過納分について、27年分のうち16年分の還付が出来ない状況となりました。

2 経緯

平成元年8月ごろ	A様宅の建て替えが完了。新築の家屋調査を実施。この際に、旧家屋（昭和41年築：未登記）の家屋の滅失を確認すべきであったものの調査を遺漏したものと推測。新家屋は平成2年度から、新たに、固定資産税・都市計画税を課税。 本来、旧家屋は平成元年度までの課税となるところ、平成29年度まで課税を継続。
平成29年4月13日（木） 16時頃	A様の御家族から電話連絡で、旧家屋にも課税していることが判明。
平成29年4月14日（金）	A様宅を訪問し、A様の御家族に謝罪・状況説明。
平成29年4月17日（月）	再度A様宅を訪問し、A様の御家族に改めて謝罪・過誤納金額や還付不能額の説明。
平成29年4月18日（火）	再度A様宅を訪問し、A様の御家族に、年度別の過誤納付金額や還付の方法等今後の手続の説明。

※具体的な還付の方法等については、現在調整中です。

3 多く課税した金額及び還付する金額

(1) 課税額

合計 315,100円（推定）（平成2年度～28年度分）

(2) 還付額

地方税法上の規定による還付 57,700円（平成24年度～28年度分）

横浜市固定資産税過誤納金補填金支払要綱による還付 70,200円（平成18年度～23年度分）

合計 127,900円

※ この金額の他に還付加算金等を加え、今後に早急に還付いたします。

※ 約18万7千円（16年分）の還付不能が発生いたします。

4 課税誤りの原因

新築家屋調査の際、同じ敷地にあった建物の滅失を確認すべきであったものを遺漏したものと推測しています。

5 今後の対応

職員に対し、新築家屋調査の際、滅失家屋特に未登記家屋がある可能性について意識付けを徹底します。

また、電話や窓口、現地調査等の機会をとらえて、固定資産税・都市計画税納税通知書の内容の御説明・確認をするよう意識付けを徹底します。

お問合せ先

栄区税務課長 村田 健二 Tel 045-894-8613